

## 【死亡届を出された方へ】お知らせ

該 当 す る も の	必要となる手続き	必要なもの	窓 口
印鑑登録をしている方	印鑑登録証の返却(ハサミを入れて処分していただいても結構です。)	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	町民福祉課 町民サービス班 Tel.022-354-5705 内線 132
通知カード、個人番号カードの交付を受けている方	通知カード・個人番号カードは各手続きで使用するためありますので、しばらくの間保管してください。(不要になりましたらハサミを入れて処分してください。)		
3人以上の世帯の世帯主がお亡くなりの方	世帯主変更	<input type="checkbox"/> 届出人様の身分証明書 <input type="checkbox"/> 世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯全員の国民健康保険証 ※ 別世帯の方が手続きする際は委任状が必要となります。	町民福祉課 町民サービス班 Tel.022-354-5705 内線 134
国民健康保険の方	保険証又は資格確認書の返却 葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証又は資格確認書 <input type="checkbox"/> 請求者(喪主)の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状など)	
20歳以上の方 (年金の手続き)	年金受給者の方 年金を受給していない方	(国民年金のみ受給の方) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住所地の役場にお問い合わせください。 ----- (厚生年金・共済年金等受給の方) <input type="checkbox"/> 受給している機関(年金事務所等)にお問い合わせください。 (亡くなったときに国民年金に加入していた方) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住所地の役場にお問い合わせください。 ----- (亡くなったときに厚生年金・共済年金等に加入していた方) <input type="checkbox"/> 加入していた機関(年金事務所等)にお問い合わせください。	町民福祉課 町民サービス班 Tel.022-354-5705 内線 133
後期高齢者医療保険の方	保険証又は資格確認書の返却 葬祭費の請求 相続人代表届の提出	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険証又は資格確認書 <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 請求者(喪主)の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状など) <input type="checkbox"/> 代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書	町民福祉課 町民サービス班 Tel.022-354-5705 内線 130
障害者医療費助成 子ども医療費助成 母子・父子家庭医療費助成 に該当している方	受給者証の返却	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 受給者証	町民福祉課 福祉班 Tel.022-354-5706 内線 141・143
児童手当を受給されている方	消滅届の提出	<input type="checkbox"/> 詳しくは子ども支援班にお問い合わせください。	
(特別)児童扶養手当を受給されている方	消滅届の提出	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	町民福祉課 子ども支援班 Tel.022-354-5798 内線 144
障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	手帳の返却	<input type="checkbox"/> 手帳	
生活保護を受給されている方	変動届の提出	<input type="checkbox"/> 受給者証	
自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証をお持ちの方	受給者証の返却	<input type="checkbox"/> 受給者証	

65歳以上の方	介護保険被保険者証の返却	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	健康長寿課 高齢者支援班 Tel.022-355-0677
自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方	返還届の提出 受給者証の返却	<input type="checkbox"/> 届出人様の身分証明書 <input type="checkbox"/> 受給者証原本	健康長寿課 健康づくり班 Tel.022-355-0703
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	返還届の提出 手帳の返還	<input type="checkbox"/> 届出人様の身分証明書 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	健康長寿課 健康づくり班 Tel.022-355-0703

該当するもの	必要となる手続き	必要なもの	窓口
70歳以上の方 障害者の方	町営バス無料カードの返却(ハサミを入れて処分していただいても結構です。)	<input type="checkbox"/> 町営バス無料カード	総務課 環境防災班 Tel.022-354-5782

町内の小・中学校に通う児童生徒の保護者がお亡くなりの方	保護者変更の手続き	<input type="checkbox"/> 詳しくは学校教育班にお問い合わせください。	教育課 学校教育班 Tel.022-354-5713
-----------------------------	-----------	--	----------------------------------

町営住宅に入居されている方	同居者異動届の手続き	<input type="checkbox"/> 詳しくは建設課管理班にお問い合わせください。	建設課 管理班 Tel.022-354-5715
---------------	------------	---	--------------------------------

水道を使用されている方	閉栓届 又は名義変更届の提出	<input type="checkbox"/> 印鑑	水道事業所 経営班 Tel.022-354-5711
-------------	-------------------	-----------------------------	----------------------------------

農地を所有している方	<input type="checkbox"/> 農地の相続等の届出をする必要がありますので、手続きの詳細につきましては農業委員会までお問い合わせください。		農業委員会 (産業観光課内) Tel.022-354-5707
農業者年金に加入している方 農業者年金を受給されている方	<input type="checkbox"/> 農業者年金基金への死亡届の提出 (取扱い窓口は仙台農業協同組合松島支店となります。)		
相続や売買等により森林(山林)を所有した方	所有した日から90日以内に取得した森林のある市町村長に届け出が必要です。	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書(窓口に備えております。) <input type="checkbox"/> 当該土地の位置図 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本等届け出の原因を証明する書面 <input type="checkbox"/> 印鑑	産業観光課 産業振興班 Tel.022-354-5707

町内に固定資産(土地や家屋)を持っている方	相続人代表届の提出	<input type="checkbox"/> 詳しくは税務班にお問い合わせください。	財務課 税務班 Tel.022-354-5703
50~125ccの原付バイクを持っている方	相続人代表届の提出	<input type="checkbox"/> 詳しくは税務班にお問い合わせください。	
町税の納税義務のある方	相続人代表届の提出	<input type="checkbox"/> 詳しくは税務班にお問い合わせください。	
町税等納付状況の確認など	<input type="checkbox"/> 詳しくは特別滞納整理室にお問い合わせください。		財務課 特別滞納整理室 Tel.022-354-5913

相続登記の手続き	<input type="checkbox"/> 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。詳しくは仙台法務局塩釜支局へお問い合わせください。	仙台法務局塩釜支局 Tel.022-363-0065
相続税等の手続き	<input type="checkbox"/> 詳しくは塩釜税務署へお問い合わせください。	塩釜税務署 Tel.022-362-2151
126~250ccの軽二輪バイク、軽自動車を持っている方	<input type="checkbox"/> 詳しくは軽自動車検査協会 宮城主管事務所へお問い合わせください。	軽自動車検査協会宮城主管事務所 Tel.050-3816-1830
251cc以上の小型二輪バイクを持っている方	<input type="checkbox"/> 詳しくは東北運輸局宮城運輸支局へお問い合わせください。	東北運輸局宮城運輸支局 Tel.050-5540-2011

※詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。